# 千年の草原の継承と創造的活用総合特区［指定：平成25年9月、認定：平成26年11月］

正
準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

## Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(3.3＋3.0)／2＝3.2　3.2

### ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

| 番号 | 評価指標 | 進捗度 | 評点 |
|---|---|---|---|
| 1 | ①草原面積、②野焼き再開牧野数 | 97% | 5 |
| 2 | ①観光入り込み総数、②阿蘇地域の宿泊者数≪定性的評価≫ | — | — |
| 3 | あか牛肉料理認定店数 | 91% | 4 |
| 4 | 草原体験利用者数≪定性的評価≫ | — | — |
| 5 | 草原再生募金額 | 22% | 1 |

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×1＋4×1＋3×0＋2×0＋1×1)／3＝3.3　3.3

※1）1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2）評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

### ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　3.0

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ)、ⅱ)、ⅲ)の平均値　(2.8＋3.5＋3.5)／3＝3.3　3.3

### ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
第三種旅行業者の企画旅行催行区域制限の緩和
（概要）
旅行業法における催行区域の特例対象地域として、協議の結果、草原を活用した新たな旅行商品を第三種旅行業者が取り扱えるようになった。

専門家による評価の平均値　2.8

### ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　3.5

### ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　3.5

## Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　3.0

・自然保護については、特に草原の喪失を抑止する活動の成果として、草原面積が減っていないということから事業は評価される。
・観光は、残念なことに、阿蘇山の噴火と熊本地震の影響により、観光にマイナスの影響が残ると見込まれ、関係者の努力だけではいかんともしがたいところがあり、やむを得ない面がある。
・復興を何より優先すべき。あるいは、復興事業のために特区制度を活用してできることはないかをご検討いただくのもよいのではないか。
・貴重な農業遺産を活用した取り組みの方向自体はよいと思う。日本でもエコツアーが成立する先駆的な事例となることが期待される。
・「野焼き再開の増加牧野組合数」については、高齢化が進む中で大変な取組だと思われるが、にもかかわらず確実に増加が続いているのは望ましいが、野焼きに伴う保安林に関する熊本県と提案自治体との調整の問題が今後の課題として残されている。
・ファンドの造成（募金）については、より詳細な分析が必要であるとともに、その宣伝活動についてもう少し工夫する必要があるかもしれない。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.0

## 総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（3.2＋3.3＋3.0×2）／4＝3.1

**3.1**

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。